

ふくやま農業女性の会 会則

（目的）

第1条 農業に夢と希望を持ち、農業経営を意欲的に実践している女性が農業技術の向上、情報交換及び会員相互の交流を図り、農業のさらなる発展と農家生活の向上を図るため本会を結成する。

（名称）

第2条 この会は、名称を「ふくやま農業女性の会」（以下「会」という）とする。

（事務局）

第3条 この会の事務局は、福山市経済環境局経済部農業振興課におく。

（事業）

第4条 この会は第1条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 会員の農業技術の向上及び経営の安定を図るための研修会
- (2) 快適な生活環境づくりに向けての研修及び実践活動
- (3) 会員相互の交流
- (4) その他この会の目的達成に必要な事業

（会員）

第5条 この会の会員は、農業を主として営んでいる女性とする。

（入会）

第6条 この会に入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出して役員会の承認を得なければならない。

（脱会）

第7条 本会の会員は、本人の意志によって退会することができる。

また、次の場合は、役員会の決議を経て除名することができる。

- (1) 本会の会則に違反したとき。
- (2) 会費の納入、その他義務を怠ったとき。

（組織）

第8条 この会につぎの部会を設置することができる。

(1) 作目ごとの部会

(2) その他必要とする部会

2. 部会長は部会員より選出し、会長がこれを任命する。

(役員)

第9条 この会に次の役員をおく。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 幹事 若干名

(4) 会計 1名

(5) 監事 1名

2. 会長は会を代表し、会議を主宰する。

3. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

4. 幹事は会務の執行にあたる。

5. 監事は会計を監査し、総会において報告する。

6. 役員の任期は2年とし、再選を妨げない。

(役員を選出)

第10条 役員は互選して総会で決定する。ただし、第9条に規定する部会を設置した場合には、部会長は役員を兼任することができる。

(会議)

第11条 会議は総会及び役員会とし会長が招集し、それぞれ会員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。

2. 総会は毎会計年度1回以上開催し、次の事項を審議する。

(1) 事業報告及び収支決算

(2) 事業計画及び収支予算

(3) 規約の改正

(4) 役員の選任

(5) その他重要事項

(会計)

第12条 この会の運営に要する経費は会費、補助金、寄付金をもってあてる。

2. この会の会費は年間2,000円とする。

3. この会の会計年度は4月1日から3月31日までとする。

(付則)

この会則は 1997 年 1 月 28 日から施行する。

(付則)

この会則は 2007 年 4 月 17 日から施行する。

(付則)

この会則は 2010 年 4 月 26 日から施行する。

(付則)

この会則は 2011 年 4 月 11 日から施行する。

(付則)

この会則は 2012 年 4 月 16 日から施行する。

(付則)

この会則は 2018 年 4 月 27 日から施行する。

(付則)

この会則は 2021 年 4 月 28 日から施行する。

(付則)

この会則は 2022 年 4 月 25 日から施行する。

(付則)

この会則は 2025 年 5 月 9 日から施行する。

(内 規)

1. 本会の会員が死亡したとき、弔慰金 3,000 円を送るものとする。